平成２２年（フ）第８７号
埼玉県戸田市本町１丁目４番16―702号、旧住所埼玉県戸田市上戸田１丁目４番15号　アクシスミシマ206号室
債務者　玉木　哲弘
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
埼玉県戸田市中町１丁目７番地の７　オーユーパレス中町103号室、旧住所埼玉県戸田市下前２丁目12番７号　泰生ヴィラ101号室
債務者　木原　篤之
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
埼玉県桶川市大字上日出谷842番地の５
債務者　本夛　清香
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
さいたま市中央区八王子５丁目12番20―405号
債務者　亀岡由美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字麦倉3364番地２
債務者　舘野るり子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
香川県三豊市山本町辻906番地４
債務者　塩崎　美保
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１９号
岩手県九戸郡洋野町種市第22地割129番地14
債務者　臼井　　勲
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１５号
栃木県足利市旭町547番地９
債務者　入江　寛人
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５４号
栃木県佐野市若松町39番地
債務者　江田喜久博
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５５号
栃木県足利市八幡町523番地３　田辺ロイヤルハイツ306
債務者　吉田　晴香
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５０８号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目３番３―203号
債務者　崎田　一明
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１７５号
佐賀県佐賀市大和町大字川上2840番地３
破産者　佐賀県東部国産材加工協同組合連合会
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６７１号
栃木県日光市今市1659番地１
破産者　有限会社木崎鉄工建設
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１号
栃木県鹿沼市下永野1048番地
破産者　金山産業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１０号
栃木県那須郡那珂川町浄法寺1001番地２
破産者　佐原　昭造
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成１９年（フ）第２４４号
最後の住所栃木県下都賀郡大平町大字富田2075番地１、送達場所栃木県栃木市泉町19番18号
破産者　被相続人亡川田義久相続財産
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第８８３号
大阪市中央区南本町３丁目１番２号
破産者　株式会社ゼルビノグレイス
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部